

| | |
|------------------|---|
| Title | ギロチン社とその人々(その二) : 日本アナキズム運動史料(1) |
| Sub Title | The Guillotine-sha and its people (2) : documents of anarchist movement in Japan (1) |
| Author | 小松, 隆二 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1973 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.5 (1973. 5) ,p.355(107)- 364(116) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19730501-0107 |
| Abstract | |
| Notes | 資料 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730501-0107 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ギロチン社とその人々 (その二)

—日本アナキズム運動史料 (I)—

小松 隆 二

目 次

はじめに

1. ギロチン社の成立と性格
2. ギロチン社の目標と活動〈以上前号〉
3. ギロチン社の目標と活動(承前)〈以上本号〉
4. 「予審終結決定書」
5. ギロチン社の人々

3. ギロチン社の目標と活動 (承前)

ギロチン社のかかわった事件で、表面にでたものは大略以上のとおりでである。彼らの活動も〈リヤク〉にとどまっているかぎり、まだ逃げ道もあったが、日々の生活もままならぬ窮迫状態においこまれていくと、つぎつぎととりかえしのつかない出来事をひきおこしていく。その1つがすでに述べた仲による庄司への狙撃であった。たとえ誤認であれ、庄司がすでにリヤクに応じていたことから、他の同志は困惑と動揺をかくしえなくなった。もう1つが田中の甘粕五郎への襲撃であった。これも、中浜以外はつよく反対したのに決行されたことから、他の同志は中浜への不信をつのらせ、大きく動揺にさらされることになった。折から、ますます深刻になる経済的窮迫は、彼らをいっそう焦慮と不安にかりたて、ついには小坂事件にまでおいたたのであった。その結果、その事件を機に、残った活動家たちは地下に潜行せざるをえなくなり、表だった活動は不可能になるのである。そこにいたって、彼らは〈ある目的〉で爆弾やピストルの入手に奔走する。ことに労働運動社の村木源次郎、和田久太郎と合流してからは、その方面での活動に力を入れることになる。中浜、古田、倉地らがその主要な関係者であった。

しかし、その〈目的〉がなんであったかは、村木、和田らの大杉虐殺にたいする復讐としての福田雅太郎大将襲撃以外、判然としない。囚われた同志の救出のための警察署爆破、世間にたいする衝撃と混乱の惹起、当初の目標であった摂政宮へのテロルなどが狙いとして考えられるが、いずれも具体性に欠けるか、目的があいまいなものである。ことに肝心の摂政宮へのテロルは、調書でも、予審決定書でも、判決文でも、意図的に排除されている。そのため、彼らの究極の目標にかかわる真実は不明のままである。この点について、秋山氏と逸見氏が前掲論文で、倉地の記憶にたよって、不敬罪や大逆罪がまったくとりあげられなかったのは、当局と古田の取引の結果であることを示唆している。つまり、一方で当局はあいつぐ不祥事件の上に、さらに新しい大逆事件が発生するとすれば、内閣の総辞職はさげられず、政治の混乱、人心の動揺・不安はさげられないと判断した。他方で、古田らは大逆罪ともなれば、同志の犠牲もはかり知れないと判断した。そのような相互に異なる利害から、摂政宮へのテロルのような大逆罪にかかわることはいっさいふれないことに、当局と古田が約束をかかわしたというものである。この点については、江口渙氏も同意見であり、つぎのよううけとめていた。

「宇野裁判長と古田大次郎とのその日の言葉のやりとりについて、私は家に帰ってから、ひとりでさんざん考えぬいた。古田の生一本な性格からいって、最後の目的がヒロヒト摂政の宮の暗殺にあったことを、予審廷でいわないはずはない。それを聞いてひどくあわてた裁判所が、古田に泣きついてむりにも取消させたのではないだろうか。関東大震災のすぐ後で、朴烈事件に虎の門事件と大逆事件がすでに二どまでつついている。虎の門事件では山本権兵衛内閣

ギロチン社とその人々 (その二)

が倒れた。いままた古田の計画が表面化したら、また内閣が倒れないとも限らない。それを怖れた裁判所は古田の前に膝を折って取り消してもらった。その代り裁判を全部公開するという条件で。そして、古田もまた、不必要な犠牲者を出すのを怖れて、ついに裁判所の要請をいれてやったのではないだろうか。」

彼らの最終目標にもかかわるこの点は、ギロチン社とその関係者の位置づけや思想を明らかにするうえでも、きわめて重要である。しかし、安易な推測もできないことから、これまではギロチン社の評価にしてもあいまいなものにならざるをえなかった。一般に広く納得されうる通説もなかったように思う。

アナキストにとっても、この事件の真相は容易につかめず、長い間明確な態度はうちだせなかったようである。ただ、大杉にたいする復讐がからんだこと、既成の運動にあきたらず、天皇制日本に直接対決しようとしたことはおぼろにわかったことから、彼らへの共感失せなかった。事件発生直後にしても、しばらくはアナキストの間には少なくともギロチン社としての活動をまったく否定してしまう主張はみられず、むしろ同情と共感の念が支配的であった。しかし、一般からは思想団体としてよりも、暴力的な犯罪集団とみなされるだけに終わったことも十分想像されるところである。しかも、それがアナキズムと二重写しにみられることから、アナキズムにたいする評価もいちだんときびしいものにならざるをえなかった。そして、たんなる犯罪集団はもちろん、過激集団にしても、その発生・活動時点には強烈な印象を刻印することはあっても、ほどなく忘れられてしまう場合が多いように、ギロチン社もいつの間にか一般からはもちろん、アナキストからも忘れられてしまう。

ただ、ある時点にきて、その思想や変革運動の側面からよりも、文学や哲学や人生の視点からではあるが、関係者たち個々にたいする再評価がこころみられるようになった。それを機に、その後その団体や関係者全体の実態も少しずつあきらかにされはじめている。今では彼らの文学や人生観のみでなく、ギロチン社の本質にもかかわる思想や行動も再検討されつつある。それは、文学上のアプローチからの派生というだけでなく、思想や運動の混迷に遭遇して、彼らのような生命がけの運動、一直線的な運動まで問いなおされる必要があったからにはほかならない。たとえ、結局はそれらが批判され克服されるだけに終るものであったとして

も、何がしかの意味を現代に提起することができれば、彼らの活動はまったく無意味なものとして消えてしまうことはないだろうし、さらに深く真実の究明がつけられることになるだろう。

4. 「予審終結決定書」

ここで、いわゆるギロチン社事件の全貌を解明する手がかりとして、予審終結決定書を資料として紹介しておく。その大略は『大阪毎日新聞』(1924年11月28日夕刊)ほか、一般紙に報道されているが、以下に示すものはその全文である。

予審終結決定書

本籍 岐阜県羽島郡松枝村大字北及3194番地
住居 大阪府東成郡清水村字上ノ辻
無職、河合一徹コト 河合康左右
当26年

本籍 兵庫県神崎郡豊富村神谷屋敷
住居 大阪府東成郡清水村字上ノ辻
無職 小西次郎
当25年

本籍 東京市小石川区原町12番地
住居 大阪府東成郡清水村字上ノ辻
無職、伊井三郎コト 茂野栄吉
当21年

本籍 岡山県真庭郡二川村大字種635番地
住居 大阪府東成郡清水村字上ノ辻
無職、陸野コト 内田源太郎
当19年

本籍 広島県芦品郡宣山村字上山守1121番地
住居 神戸市神若通り2丁目、神戸市立労働宿泊所
無職、小川全英コト 小川義雄
当26年

本籍 山口県阿武郡萩町江向336番地
住居 不定
無職、田中白栲コト 田中勇之進
当21年

本籍 兵庫県有馬郡三田町174番ノ1屋敷
住居 神戸市須磨町板宿159番地
無職 仲喜一
当24年

本籍 福岡県企救郡東郷村大字柄杓田515番地
住居 不定

ギロチン社とその人々 (その二)

著述業, 中浜哲コト 富岡 誓
当28年

本籍 大阪市北区今井町21番地
住居 不定

土方稼 伊藤孝一
当25年

本籍 東京府豊多摩郡渋谷町大字下渋谷350番地
住居 同府荏原郡平塚村字上蛇窪532番地

無職, 藤井久コト 古田大次郎
当25年

本籍 岡山県上道郡西大寺町420番地
住居 東京府荏原郡平塚村字上蛇窪532番地

紡績職工 倉地啓司
当35年

本籍 静岡県田方郡三島町1672番地ノ1
住居 東京府荏原郡目黒町三田206番地

鈴木辰夫方 上野克己
無職 当20年

右河合康左右, 小西次郎, 茂野栄吉, 内田源太郎, 小川義雄, 古田大次郎に対する強盗殺人及び恐喝, 仲喜一に対する殺人未遂, 強盗, 恐喝, 田中勇之進に対する強盗, 恐喝, 富岡誓に対する強盗, 殺人教唆, 殺人未遂教唆及び恐喝, 伊藤孝一, 倉地啓司, 上野克己に対する恐喝各被告事件に付き併合して予審理を遂げ決定すること左の如し

主 文

本件を大阪地方裁判所の公判に付す

理 由

被告等は左に掲ぐる事実に付き公判に付するに足るべき犯罪の嫌疑あるものとす

被告人等は何れも虚無主義的思想を抱懐する過激なる無政府共産主義者なる処

第一, 破壊暗殺を為したる露国農民団体又は仏蘭西革命を連想せしむる極東虚無党, ギロチン社, 分黒党, 青年革命党, (Y R社), 青年五月党, 及びレベオン社等の名称を用ひ会社及び資本家を恐喝して金円を交付せしめんことを企て,

(1) 被告人富岡誓, 河合康左右, 仲喜一は共謀の上, 大正12年7月下旬, 大阪市東区高麗橋2丁目, 株式会社三越呉服店大阪支店に於て, 広告係・自名民憲に面会し吾人は分黒黨員にして普通の主義者とは其の趣を異にし, 福田狂二の如きは詰らぬ奴なり, 吾々は此度朝鮮に於て大事件を起さんと計画し居るに

付き其の旅費及び資金として金千円出金せよと迫り, 其の要求に応せざれば危害を加ふべき態度を示し, 同人を畏怖せしめ即時金四百円の交付を受け,

(2) 被告人倉地啓司は同月24日頃前記三越呉服店大阪支店に於てY R社の肩書ある名刺を出し前示自名民憲に面会し, 自分は資本主義と戦ふ者なるが其の運動資金として金百円を出金せよと迫り同人を畏怖せしめ即時同人より金五十円の交付を受け,

(3) 被告人富岡誓, 河合康左右, 倉地啓司, 仲喜一は共謀の上同年8月上旬, 北区堂島浜通2丁目東洋紡績株式会社に於て同社庶務係塚本二三及び同社取締役庄司乙吉に面会し虚無主義者の団体ナル我が分黒党の運動資金として金千円を提供せよと迫り其の要求に応せざれば, 危害を加ふべき態度を示し同人等を畏怖せしめ塚本二三より金五十円庄司乙吉より金百円の各交付を受け,

(4) 被告人富岡誓, 河合康左右, 仲喜一は共謀の上同月上旬同市南区大宝寺町東元町株式会社高島屋呉服店に於て分黒党浜一徹なる名刺を出し支配人に面会を求め同社計画係大江善三が其の事務室で引見するや, かかる狭き場所にて面会するは吾人を侮辱するものなりと難詰し分黒党の運動資金として金五百円を提供せよと迫りしも同人が是に応せざりし為め更に其の翌々日誓, 康左右兩名ハ拳銃を携へ同店に立越し善三に面会し所携の拳銃を示し金五百円の出金方を強要し, 若し応すること能はざれば, 吾人の運動に最も必要なる拳銃二十挺を寄贈せよと申し向け威嚇したるも, 善三が辞柄を構へ是れに応せざりし為め其の目的を達せず,

(5) 被告人富岡誓, 河合康左右, 倉地啓司, 仲喜一は共謀の上今月中旬頃, 同市西区江戸堀南通り1丁目大日本紡績連合会内の実業同志会事務所に於て同会理事八木幸吉に対し虚無主義者の団体なる吾が分黒党は海外と連絡を取り將に大運動を開始せんと計画し居るに付き, 其の運動資金を提供せよと申し向け若し応せざるに於ては危害を加ふべき態度を示し同人を畏怖せしめ即時同人より金百円の交付を受け,

(6) 被告人富岡誓, 倉地啓司は共謀の上, 同月10日頃, 神戸市東尻池, 錦洲紡績株式会社営業部に於て秘書係原愛之進に対し, 吾人は多年労働運動に従事するものなるが, 其の資金として金参百円を提供すべしと申し向け極めて粗暴なる態度を示し是に応せざれば危害を加ふべき事を暗示し同人を畏怖せしめ即時同人より金百円の交付を受け,

ギロチン社とその人々 (その二)

(7) 被告人河合康左右、古田大次郎は新谷与一郎と共謀の上、同月14日、前記鐘淵紡績株式会社営業部に於て、前(6)原愛之進に対し、東京ギロチン社の肩書ある中浜哲、富岡誓名義の名刺を差出し、党の運動費として金三百円を出金せよと迫り、若し之れに応せざれば危害を加ふべき態度を示し同人を畏怖せしめ、即時同人より金五十円の交付を受け、

(8) 被告人小西次郎は大阪合同紡績株式会社取締役秋山広太が後記第二掲記の如く同月20日夜、其の私宅に於て被告人仲喜一及び田中勇之進に脅迫され金百円を強奪せられ畏怖し居るに乘じ、同月22日大阪市北区堂島浜通り2丁目なる同会社に於て秋山広太に面会を求め自分は仲喜一と同様極東虚無黨員なるが、社会改造には過激手段なる直接行動に出するを要するを以て吾党の爲め運動資金を提供せよと申し迫り、是に応せざれば危害を加ふべき態度を示し、同人を畏怖せしめ即時同人より金百円の交付を受け、

(9) 被告人河合康左右、田中勇之進、上野克己は共謀の上、同月下旬兵庫県武庫郡住吉村なる東洋紡績株式会社取締役庄司乙吉宅付近、道路上に於て同人の会社よりの帰途を擁し分黒党の運動資金として金三千円の支出方を迫り、是に応せざれば危害を加ふべき態度を示し、同人を威嚇し、同人方に於て同人をして六百円支出すべきことを承諾するに至らしめ即時金三百円の交付を受け次て其の翌日大阪市西区江戸堀南通1丁目大日本紡績連合会内に於て同人より残金三百円の交付を受け、

(10) 被告人仲喜一、田中勇之進は共謀の上同年9月11日午後6時過頃奈良県生駒郡山町字郡山なる大阪合同紡績株式会社取締役飯尾一二方付近道路上に於て同人の会社よりの帰途を擁し自分は極東虚無黨員にて東京本部より資金調達のため来りたるものなり、応分の資金を提供せよと迫り是に応せざれば危害を加ふべき態度を示し、同人を威嚇したるも、同家使用人等が其の現場に来りたる為め其の目的を達せず、

(11) 被告人小西次郎、河合康左右は共謀の上後記第三掲記の如く同月12日朝、被告人仲喜一が飯尾一二を殺害せんとした大阪市北区堂島浜通り街路に於て前示庄司乙吉を飯尾一二と誤信し拳銃にて狙撃したる為め飯尾一二が恐怖し居るに乘じ同月下旬大阪市北区堂島浜通り2丁目なる合同紡績株式会社に於て取締役秋山広太に対し飯尾は分黒党の同輩仲喜一と妥協を為す意思なきや、若し飯尾に於て仲喜一を逃

走せしむる資金として三千円出金せば妥協の勞を執る可き旨申込み同人を介して同人を畏怖せしめ同月30日兵庫県武庫郡阪神電気鉄道青木停留所に於て同人を介して飯尾一二より金千円の交付を受け、

(12) 被告人河合康左右、小西次郎、茂野栄吉、小川義雄は共謀の上同年10月6日頃より同月中旬迄の間に数回に前記三越呉服店大阪支店及び大阪府東成郡天王寺村字天王寺なる同支店次席北村直次郎の私宅に於て同人に対し虚無主義分黒党の新聞発行資金として金二千円を支出せよと申し迫り若し是に応せざれば危害を加ふべき態度を示し、同人を畏怖せしめ同月18日頃、同人より前記三越呉服店大阪支店に於て金三百円の寄付を受け、

(13) 被告人河合康左右、富岡誓は共謀の上、前記(5)掲記の実業同志会理事八木幸吉が同被告人等に対し、庄司乙吉を狙撃したる仲喜一の一味なりとし畏怖し居るに乘じ同月18、9日頃前記実業同志会事務所に於て同人に面会を強要し、分黒党の運動資金として金一万円の出金方を申込み、同人を畏怖せしめ、即時同人より金二百円の交付を受け、

(14) 被告人河合康左右、富岡誓は共謀の上同月22日頃、前記実業同志会理事森本一雄に面会し虚無主義分黒党の運動資金として前同様金一万円の出金方を強要し若し是れに応せざれば会長武藤山治を暗殺する旨申し向け同人を畏怖せしめ即時同人より金千円の交付を受け、

(15) 被告人小西次郎、河合康左右、内田源太郎は共謀の上同月20日頃大阪府泉北郡浜寺字船尾なる福島紡績株式会社庶務係木村信次郎方に於て同人に対し分黒党の運動資金として金三千円を同会社より支出すべき事を強要し、所携の拳銃を示し若し同社長八代祐太郎か是に応せざるに於ては最後の手段に訴ふる旨申向け、更に其の後数回、大阪市北区玉江町2丁目なる同会社に於て木村信次郎及び取締役社長八代祐太郎に会见し吾人は自己の生存をすら否定し居る虚無主義者なりと告げ三千円の出金方を迫り同人等を畏怖せしめ同月30日、同会社に於て八代祐太郎より金千円の交付を受け、

(16) 被告人河合康左右、小西次郎、茂野栄吉は共謀の上、同月下旬前記(10)掲記の北村直次郎方及三越呉服店大阪支店に於て同人に対し、義きに要求せし三千円の残金を出金せよと強要したるも、同人が是に応せざりし為め其の目的を遂げず、

(17) 被告人仲喜一は同年11月12日、前記(6)掲記の鐘

ギロチン社とその人々 (その二)

瀬紡績株式会社営業部に於て秘書係原愛之進に対し分黒党の肩書ある名刺を差出し、堂島にて庄司乙吉を狙撃したるも、小坂にて銀行員を殺害 (後記第五) したるも自分にして、自分は一週間内に死なねばならぬ運命故意義ある事をせねばならぬと云い拳銃を示し目下無一物故へ千円提供せよと迫り同人を畏怖せしめ即時同人より金百五十円の交付を受け、

(8) 被告人仲喜一は同日前記(1)掲記の三越呉服店大阪支店に於て自名民憲に対し自分の運命は御承知の通り故へ地獄行きの餞別を出せと強要し、尚同店員後藤喜六に拳銃を差付け出金方を暗示したるも同人等が之れに応せざりし為め其の目的を遂げず、

(9) 被告人仲喜一は同日前記(5)掲記実業同志会事務所に於て同会理事森本一雄に対し所携の拳銃を示し千円位提供せよと迫り同人を畏怖せしめ即時同人より金百円の交付を受け、

仲喜一、小西次郎、河合康左右、茂野栄吉、田中勇之進、富岡誓、倉地啓司の右所為は犯意継続に係る犯行なり、

第二、被告人仲喜一、田中勇之進は共謀の上、大正12年8月20日、午後10時頃、兵庫県御影町大字郡家なる大阪合同紡績株式会社取締役秋山広太方に於て同人に面会を強要し、虚無主義分黒党の運動資金として出金方を迫りしも、同人が容易に応せざりし為め喜一はピストルを差向け、勇之進は所携の七首を抜き放ち、其の要求に応せざれば忽ち其の生命に危害を加ふべき態度を示し、同人を脅迫し即時同人より金百円を強要し、

第三、被告人仲喜一大正11年7月31日、大阪合同紡績株式会社天満工場に於て労働争議の勃発したる際一職工として是れに参加し居り、其の当時より同社取締役飯尾一二の傲慢なる態度に憤慨し居りたる処失業後も同人が何等好意を表せざる為め、之れを不快とし前記第一の(8)掲記の如く大正12年9月11日午後6時頃、被告人田中勇之進と共に同人の帰途を擁し、同人を威嚇し金銭を交付せしめんとしたるも其目的を遂げる事能はずりしより同夜大阪府東成郡清水村上ノ辻 (京阪電気鉄道寿小路停留所付近) なる其の当時の隠れ家に於て他の同志等より散々嘲笑せられし為め憤激の余り同人の会社へ出勤する途次を擁し、暗殺せんことを決意し翌12日午前9時前頃、大阪市北区堂島中町2丁目街路に立越し通りたる東洋紡績株式会社取締役庄司乙吉を飯尾一二なりと誤認し所携の拳銃を以て其の胸部を目掛けて狙撃したるも庄司の

左腕部に貫通銃創を負はしめたるに止まり其の目的を遂せず、

第四、被告人富岡誓は大正12年9月下旬無政府主義者にて予て知遇を受け居たる大杉栄が外2名と共に憲兵大尉甘粕正彦等の為め殺害せられたるを知り、深く其の仕打を憎み、大杉の為め正彦の実弟甘粕五郎を暗殺して其復讐を為さんことを決意し、同人が三重県津市第一中学校に在学中なるを知り、同月25日頃、兵庫県明石市人丸神社境内茶屋及び同月28日大阪府東成郡清水村上ノ辻 (京阪電気鉄道寿小路停留所付近) なる同志の隠れ家に於て、田中勇之進に対し、其の旨を告げ、前記甘粕五郎を暗殺すべき事を慫慂し同人をして其の決意を為すに至らしめ以て同人を教唆し、田中勇之進は同年10月4日午前7時頃、三重県飯南郡松阪町松阪駅道路上付近に於て右五郎を待受け短刀を以て同人に斬り蒐らんとしたるも、五郎に尾行し居りたる警察官に阻止せられ其の目的を遂げず、

第五、被告人富岡誓は大正12年10月初頃、神戸市須磨町板宿なる同志の隠れ家に於て、被告人小西次郎に対し、大阪付近の銀行出張店へ現金を運搬する銀行員を途に擁し之れを強奪すべきことを慫慂し次郎をして其の決意を為すに至らしめ、次て同被告人を教唆した左記犯行を実行せしめ、被告人小西次郎は被告人古田大次郎、内田源太郎、小川義雄、河合康左右、茂野栄吉と「共謀の上」大阪府中河内郡布施村大字尾西、十五銀行大阪玉造支店小坂派出所の前道路に於て同行員角田芳蔵、浅田卯之助兩名より金品を強奪せんことを企て、大次郎、源太郎、義雄は目潰し、洋杖、七首等を携行して強奪の行為を、又康左右は現場見張り役を、又栄吉は現場より贓物を次郎の手許迄運搬することの見張り役を、又次郎は自転車を用意して行き贓物を運搬逃走することを各分担し、大正12年10月16日午後4時頃前記道路上に於て、大次郎、源太郎、義雄は前示同行員の帰途を擁し現金在中鞆を奪取せんとし格闘を為したるも、容易に其の目的を達し能はず其の内角田芳蔵が現金在中鞆と風呂敷包とを携へたる儘、其の付近潮田玄方庭先に逃げ込みたる為め、大次郎は所携の七首を以て同人の背部を突き刺し即死せしめ、源太郎は同人より勸業債券十円券6枚、五円券3枚在中の折鞆を風呂敷包みと為したるもの一個を強奪して付近松林中に待ち受け居りたる次郎に交付し、次郎は予期の如く之れを受取り自転車にて逃走し其の目的を遂げ、

ギロチン社とその人々 (その二)

第六、被告人富岡誓は被告人倉地啓司、伊藤孝一と共に謀の上、前記第一の(5)掲記の実業同志会事務所に於て同会理事森本一雄に対し、大正13年3月22日孝一をして分黒党本部委員代表中浜誓より同理事宛の吾党昨秋の負傷も此処に全く癒へ更新重来居す。従前の契約履行の爲め実行委員として此の者を遣はず旨認めたる手紙を持参せしめ、且つ口頭を以て河合康左右に運動資金一万円提供の約ありて、内千円を受領したるも残金を受領せざるに付き、直ちに九千円提供せよ、若し是に應せざれば、武藤山治を殺害すべき旨申し入れしめ、次て同月26日、誓、孝一は右同所に於て一雄に対し、前同様の申し込みを為し威嚇したるも、一雄が30日に確答すべき旨申し入れたるより同月30日被告人等3名同事務所に立越し、啓司は戸外にて見張りを為し、誓、孝一は一雄に対し本日直ちに大金せざるに於ては武藤山治を殺害すべしと申向け同人を畏怖せしめ翌31日、金三千円を交付すべき事を承諾するに至らしめ即時同人より内金二百円の交付を受けたるものなり。

右の被告人等の右第一の所為中、(4)(6)(8)は刑法第250条、第249条第1項に、其の他は同法第249条第1項に、第二の所為は同法第236条第1項に、第三の所為は同法第203条、第199条に、第四の所為は同法第61条第1項、第203条、第199条に、第五の所為中、強盗殺人の点は同法第60条、第240条後段に、同教唆の点は同法第60条第1項、第240条後段に、第六の所為は同法第249条第1項に各該当し、被告人仲喜一、小西次郎、河合康左右、茂野栄吉、田中勇之進、富岡誓、倉地啓司の右第一の所為に対しては同法第55条を、又被告人伊藤孝一、上野克己以外の各被告人に対しては同法第45条等を適用すべきものと思料するを以て刑事訴訟法第312条に則り主文の如く決定す

大正13年11月25日

大阪地方裁判所

予審判事 服部順次

右臈本也、即日作成す

大阪地方裁判所

裁判所書記 国村 進

この予審決定書および判決書に流れる当局の視点の特徴は、ギロチン社=分黒党を犯罪集団ときめつけていること、したがって天皇制打倒計画や理想郷建設計画のような究極の目標にかかわることはまったく無視されていること、そこにおけるいくつかの事件をバラ

バラなものとしてではなく、一連のものとしてとらえ、一括して処理していること、それに中浜誓が、その集団のリーダーとみなされ、本人の否定にもかかわらず、小坂事件、甘粕五郎襲撃事件のようなもつとも不利な事件における教唆の役割を負ったと判断していることである。その結果、中浜は、直接かかわった事件が少なかったにもかかわらず、第1審で無期懲役、第2審で死刑をいいわたされたのである。

なお、ギロチン社=分黒党のうち、小坂事件中心の大阪組の判決はつぎのとおりであった。

〔第1審(大阪地裁)〕

1925年5月28日

無期懲役——中浜、河合、小西、茂野、内田、小川

懲役13年——仲

懲役8年——田中

懲役3年——伊藤、上野

〔第2審(大阪控訴院)〕

1926年3月6日

死刑——中浜

無期懲役——小西、河合

懲役15年——茂野、内田、小川、仲

懲役8年——田中

懲役3年——伊藤、上野

また、東京組の判決はつぎのとおりであった。

〔第1審(東京地裁)〕

1925年9月10日

死刑——古田

無期懲役——和田

懲役12年——倉地

懲役5年——新谷

〔第2審(東京控訴院)〕

1926年7月19日

懲役12年——倉地

懲役5年——新谷

ほかに、ギロチン社事件の脈絡のなかから、中浜らの脱獄をはかろうとして逮捕されたものが数名でた。そのグループの判決はつぎのとおりであった。

懲役7年——山田正一、小西武夫

懲役5年——篠部治之助

懲役4年——小西松太郎

ギロチン社とその人々(その二)

5. ギロチン社の人々

ギロチン社関係者については、その団体や事件と同様に不明な部分が少なくない。以下に、判明する範囲においてではあるが、1つの資料として関係者の略歴を紹介することにしたい。

伊藤孝一 大阪市出身。逮捕当時は24歳。尋常小学校2年修業後、家庭に波乱がおき、一家離散。そのため、彼には身よりといえ北区今井町(本籍地)の祖母の家だけとなり、すぐに奉公にでなければならなかった。まず北区天神橋の田中雑貨店、半年後には、そのすぐ近くの大賀薬店に奉公にでた。そこに6年ほど勤めたのち、陸軍兵器廠大阪支庁に職工として入職。ついで1919年に大阪市電車掌に転職した。そこに約1年半勤めて、さらに造幣局職工に転職。2年後には退職して上京、神田をはじめ、各所で土方仕事をした。そのころ、1922年9月の総連合大会で会ったことのある中浜と親しくつきあうようになり、ギロチン社のグループ入りした。同社の関西移動にも同行。そこで土方とリヤクで生活を支えるが、前記のような事件にまきこまれ、中浜とともに逮捕された。ただ、彼は、ギロチン社とのかかわりはそう深くなく、恐喝のみを問われ、第1審、2審(大阪控訴院)ともグループではもっとも軽い懲役3年をいいわたされた。1927年勅令第12号によって懲役2年5月10日に変更され、出所。1928年1月から3月にかけて、大阪市・大阪電気軌道会社庶務係玉田清太郎にたいし、リヤクを働き、恐喝として逮捕された。同年6月14日、懲役3年に処された。その後、「戦時中大阪炭木で疎開児童の世話中に急死した」(逸見吉三「墓標のないアナキスト群像⑧」『現代の眼』1971年11月号)といわれる。

上野克己 静岡県三島町出身。逮捕当時20歳。父は役人で(通信省勤務)、幼少時に鹿児島に赴任し、彼は中学3年修業までその地で育った。1919年、勉学を志して上京。1920年1月東京通信局に勤務、1922年4月書記補となる。ここでの在職中、同局につとめていた田中勇之進を知るが、彼をつうじて社会運動へ少しづつ目を開かれた。1923年5月、病氣(神経衰弱)で退職。田中との関係で、富川町で自由労働者になった。そこで中浜、河合、古田らとつきあうようになり、ギロチン社に合流した。しかし、不動銀行などへのリヤクに

かかわっていたので、一時同グループをはなれた。その関係で、第1審、2審ともグループではもっとも軽い懲役3年をいいわたされた。出所後アナキズム運動にもどり、関西黒旗連盟にも参加、戦後病歿した。

内田源太郎 陸野政雄や陸野広ともいった。岡山県真庭郡二川村に生まれた。逮捕当時は最年少の18歳。3歳のころ両親が行方不明となり、第1人と祖父母に育てられた。小学校卒業後、大阪市東区の羅紗商宇佐見商店に店員として奉公にでた。そこで茂野栄吉と知りあい、低賃金など労働条件の悪さを話しあう機会もあった。そこから、社会問題に興味をもちはじめ、その種の本を読んだり、天王寺公園の演説会などに顔をだしたりした。1923年9月中ごろ、仕事がつまらなくなり、宇佐見商店をやめ、茂野をたよって、清水村のギロチン社アジトの仲間入りした。それからほどなく、小坂事件に関与して逮捕された。第1審では無期、第2審では懲役15年に減刑された。1938年出所し、なお健在である。

小川義雄 僧名は小川全英。上野三郎ともいった。逮捕当時は26歳。広島県の郷里で小学校まですすんでから、兵庫県甲東村の真言宗神呪寺に寄留し、高等小学校をへて、京都中学に入学した。それから3年ほどして、彼自身勉学をあまり好まなかったのと神呪寺の都合もあって中退し、寺にもどった。19歳から23歳まで僧侶をつとめるが、文学や東京への憧れがやみたく、1922年秋上京。富川町で自由労働者になったり、神田美土代町の入道館で働いたりした。そこで小田栄、茂野栄吉らと知りあう。1923年2月ころ、小田の紹介で戸塚町源兵衛のギロチン社に参加し、3月に一斉検挙で29日の拘留にあった。釈放されると、中浜と古田の出迎えで、北千住の新しいアジトへ迎え入れられた。6月から8月にかけて、他の同志は大阪方面へ移動するが、1人おくれて9月に大阪へ移動し、清水村のアジトに参加した。翌月16日、小坂事件に関与して逮捕された。第1審では無期懲役、2審では懲役15年に減刑された。1936年、服役中の甲府刑務所で病死した。

河合康左右 河合一徹ともいった。1899年岐阜県羽島郡松枝村に生まれた。幼時に父母と死別し、祖母に育てられた。岐阜県立中学を卒業後、1年あまり岐阜ですごしてから上京。自由な気風に憧れ、慶應義塾

ギロチン社とその人々 (その二)

大学予科(政治科)に入学した。しかし、1年で退学し、名古屋で第8高等学校(理科乙類)に入学した。これは、祖母や親戚のものが医者になることをすすめたためであったが、医学に興味がわかず、しだいに反抗心の方がかつようになり、2年で退学した(1922年10月除籍)。再度上京し、書物・雑誌をつうじて知った大杉栄を訪ね、運動への接近をはかった。2週間ほど大杉宅に滞在するが、満足をえられず、一時石川島や富川町で自由労働者になった。中浜らの自由労働者同盟にも参加した。しかし、自由労働者にも、その同盟にも失望して身をひいた。1922年春、ギロチン社にとびこみ、戸塚町源兵衛、ついで北千住のアジトに同居した。生活は、リヤクと労働でたてた。その間、1922年11月と23年3月に浮浪罪で拘留29日にあっている。23年6月下旬。清水村アジトの中心になる。同年10月16日小坂事件に連座し逮捕された。第1審、2審ともに無期懲役をいわれた。いったん上告するが、すぐにそれをひきさげ、下獄した。1943年獄死した。なお、逮捕後、彼は自らの思想を「ベルグソンの系統でアナキズムに類似したものであります」とか「ニヒリズム」といっている。主著『英雄論』(1928年、河合遺稿刊行会)、『無期囚』(1934年、豊橋文学社)。

倉地啓司 岡山県英田郡福本村出身。逮捕当時は35歳。父の代には村長もつとめた旧家に生まれたが、幼少時に家が破産し、一家は転々とした生活をおくる。岡山県西大寺町で犀戴小学校を卒業。子供のころから力自慢で草相撲に精をだした。その後、天満紡などの工場で職工として働くが、反総同盟系の大阪紡績労組にも加盟した。1922年5月上京して富川町で自由労働者にて、中浜、南義雄らと知る。それ以後ギロチン社グループに接近し、翌23年には下阪。一時、広島県の広島電気会社の石本組人夫になるが、また大阪にもどって、ギロチン社に合流した。しかし、仲による狙撃事件後ギロチン社をはなれることもあった。その後、またそのグループと連絡をとり、ダイナマイト類の入手に力をかすことになって、かつて働いたことのある広島電気会社に調達にかけた。彼は、他の同志よりおくれて逮捕されるが、そのときのような当時の新聞(『東京朝日新聞』1924年9月29日)は、つぎのように伝えている。

「〔大阪電話〕東京に於ける某重大事件犯人の共犯者某は27日夜9時頃神戸を出発し徒弟で大阪へ来り28日朝5時頃市外豊崎町本庄角形北大阪労働組合本

部に知人を訪ねて来たところを張込中の中津署員に逮捕された白紡木綿の単衣に麦稈帽を冠ってゐたが懐中には1円足らずの金を有ってゐた。東京を逃出して以来神戸に潜伏してゐたものらしく取敢ず中津署に留致し吉田刑事課長など出張取調の上此旨警視庁に移牒した(内務省検閲済)」

彼は古田大次郎、和田久太郎らとともに東京で裁判をうけているが、第1審、2審ともに懲役12年をいわれた。1935年出所し、1960年に亡くなった。

小西次郎 大阪市東区淡路町に生まれた。逮捕当時は24歳。小学校を卒えると、私立大阪実践商業学校(夜間)に通う(3年まですすみ中退)かたわら、浪速銀行の給仕として勤務。1年後には書記補となり、同行には1913年から18年まで在勤した。1918年なかばに銀行をやめ、自宅(市内東区淡路町2丁目)で父の洋品店を手つだつた。しかし、それもすぐやめ、同年から1920年まで、日本電話工業株式会社社会計課に勤務した。ちょうどそのころから不況が襲来し、その余波で同社を退社。一時父の店を手つだうが、家業そのものが、兄武夫が社会運動に熱中して投げだしていたこともあって、不振となっており、ほどなく父は店をたたんで、加古川に退隠した。1922年上京し、東京興信所につとめるかたわら、正則英語学校にもかよう。1923年1月、また関西にもどり、加古川で日本毛織に職工として入職した。すでに在京中にギロチン社に出入りしていたが、日本毛織で現実にも労働運動に共鳴することになり、自らも青年5月党と称する団体をつくった。6月にそこをやめて大阪にもどり、ギロチン社グループに合流した。いったん、アナキズム系の運動のうちこんでいた兄武夫の家(大阪府北河内郡蹯陀村)に同居したあと、8月から清水村のアジトに移った。

このように、彼は、思想的には兄の感化をうけたが、運動には日本毛織時代から本格的にうちこむようになったといえる。ギロチン社内では中浜に近く、河合の口をかりると、中浜のいいなりということになる。過激なことを口にするものの、なかなか実行に移さないという批判も内部にあった。しかし、小坂事件では中心人物の1人となり、逮捕後、第1審、2審ともに無期懲役をいわれた。現存。

田中勇之進 木野京太郎や米田実ともいった。1904年8月1日、山口県笠戸島(現下松市)に生まれた。萩の商業学校を卒業後、1922年上京。東京通信局(1922

ギロチン社とその人々 (その二)

年6月まで)や神田錦町の三等郵便局に勤務。ついで富川町で自由労働者となり、自由労働者同盟にも加盟。その間、東京通信局時代から、社会主義にもふれ、まず同局にいた上野と、ついで自由労働者仲間の中浜、河合らとも知りあっていく。そのころから短歌や詩もつくって白栲と号した。東京でギロチン社グループとリヤク活動をやったのち、1923年夏には大阪に移動。大震災後、前記の事件に関係し、第1審、2審とも懲役8年をいわたされた。戦後は廃品回収業を営みつつ、アナキスト・クラブにも所属。そのかわり、短歌もつくりつづけた。1966年12月7日死亡した。

仲喜一 兵庫県三田市出身。逮捕当時は23歳。小学校卒業後、大阪で石炭商店や雑貨店につとめたのち、大阪、東京、神戸、門司、若松、朝鮮などで、21歳まで放浪生活をおくった。1922年2月、京都の辻紡績会社に職工として入職した。同年3月には、上級職工と衝突して、大阪合同紡績会社に転職。そこで模範職工として働くが、7月、職工の待遇改善要求からストが発生し、彼も参加した。同じころ、総同盟系の大阪紡績労働組合の結成にも参加した。しかし、8月7日、不良職工として解雇された。この大阪合同紡に取締役として飯尾一二がおり、経営陣とりわけ飯尾が仲にとってはずっと理不尽で不遜な態度をとったと思えたこと、しかもスト中に会社側から暴行もうけたうえ、解雇されたことが、彼の資本家への反感、あるいはのちの飯尾へのリヤクや襲撃につながっていく。その後、ブラックリストにのせられたため、紡績会社への入職は困難であったが、9月によりやく東洋紡に入職。しかし、宣伝ビラをまいたことで、すぐに解雇された。そこの取締役に庄司乙吉がいた。この点から、戦後、仲がもらしたという証言、つまり飯尾を待ちぶせていたら、たまたま庄司がきたので、庄司と承知しながら威嚇狙撃したということが、それほど不自然なく説明できるだろう。

その後土方になるが、本人がいうには病身でつづかず、1923年2月名古屋に行き、自由労働組合に一時滞在したのち、倉地とともに上京、南葛労働組合に関係したり、富川町で自由労働者になったりした。そこで中浜や南義雄らと知り、ギロチン社に関係するようになった。3月のギロチン社一斉検挙でも、浮浪罪で拘留された。釈放後、高津正道、吉川守邦、南葛労働組合、あるいは富川町のある国粋主義者の家に世話になったりした。6月大阪にもどり、三木組の土方になっ

たり、ギロチン社グループと会社まわりのリヤクを行ったりした。そして9月12日に前記の事件をひきおこすわけである。逮捕後、第1審では懲役13年、2審では15年をいわたされた。1934年2月に出所するが、その後大阪で古書籍商を開業。1935年11月、いわゆる無政府共産党事件では全国一斉検挙の余波で検挙された。ただ、出所後は「古本商を営み業務に精励し居りて思想的行動なし」(『思想研究資料』、特輯第27号、1936年)と判断されて釈放された。その後、戦前・戦後をつうじて前記の古書籍商を営業している。

中浜 哲 本名富岡誓。浜鉄、中浜鉄、富岡誠ともいった。1897年1月1日福岡県企救郡東郷村(現北九州市門司区)に生まれた。家は村の旧家で、特定郵便局を経営するほどでもあった。豊国中学校中退後、軍隊生活をおくった。除隊後、詩や小説などの文筆生活を志しつつ、郷里と東京を往来。1920年末ころから、アナキズム運動に関係した。まず加藤一夫らの自由人連盟に参加するが、すぐに脱退して、東京、東北、北海道を放浪したのち、小作人社で知りあった古田と、1922年春、テロリズムに共鳴し、その年にはギロチン社を結成した。その間、中名生幸力らと府下の自由労働者の組織化に成功し、自由労働者同盟を結成した。ほどなくこの同盟をもはなれるが、しだいにリヤクなどにうちこむようになった。1923年夏、大阪方面に移動し、そこでも主にリヤクで生活と運動を支えた。大震災後、資金的窮乏と大杉のための復讐もあり、田中による甘粕五郎へのテロルや小坂事件にたいする影響力がたつよく、当局からは教唆の責任を負わされた。1924年3月30日、実業同志会で同会理事森本一雄へのリヤクの交渉直後に逮捕された。第1審では無期、2審では死刑をいわたされるが、上告せず、1926年4月15日、大阪で刑死した。すぐれた詩人でもあった。主著『黒パン——中浜鉄著作集——』(『祖国と自由』1925年秋月号)、『黒表——中浜哲遺稿』(『新興信濃』1931年5月号)、『中浜哲遺稿集』(1932年6月、名古屋労働問題研究所)。

吉田大次郎 藤井久ともいった。1900年1月1日東京麹町区隼町で生まれた。父は官吏であった。1917年、麻布中学校卒業後、早稲田大学高等予科法学科(英法)にすすんだ。すでに予科のころから、社会問題・社会思想にたいする関心をもっていたが、大学部にすすんでから、まず1919年、学内の民人同盟会、ついで

ギロチン社とその人々 (その二)

20年春、建設者同盟に参加した。しかし、その運動や会員に満足できず、1921年夏、同盟を脱退。そのころからアナキストとの交流がはじまった。同年11月23日母が亡くなり、その悲しみをまぎらす気持もあって、暮れに、渡辺善寿、長島新、塚本恒次郎らと埼玉県熊谷町(すぐに上叡田に移動)に、農民運動をめざして、小作人社を結成した。しかし、運動の方は、機関紙『小作人』1号を発行した以外成果はあがらず、失敗に終わった。その間、2月に中浜と知りあい、小作人社解散前に、2人でテロリズムに共鳴した。1922年をつうじて、同志をひろげ、その団体をギロチン社と命名した。彼はその団体の精神的支柱の役割を負った。ただ志したテロルはなんらはたせず、小坂事件、福田大将狙撃事件、それにつづく爆弾投下事件に関係するのみに終わった。1924年9月10日、東京府下大井町上蛇窪の隠れ家で村木とともに逮捕された。25年9月10日に死刑の判決をうけるが、自らのぞんで控訴をとりやめ、10月15日絞首台にのぼった。主著『死の懺悔』(1926年、春秋社)、『死刑囚の思ひ出』(1930年、大森書房)、いずれも当時ベストセラーになった。

茂野栄吉 伊井三郎ともいった。逮捕当時は20歳。石川県石川郡野々市村に生まれた。高等小学校卒業後、一時農業に従事したのち、大阪にでて、1919年11月、大阪市東区の羅紗商宇佐見商店に店員として奉公にでた。アナキズム運動にも関係した兄藤吉の影響で、在

職中から社会主義や労働問題に関心をもっていた。これに同調したのが同店の後輩にあたる内田であった。1923年5月、同店をやめ上京。日雇などにでたのち、7月には帰阪し、ギロチン社グループと行動を共にする。1923年8月、三越へのリヤクで船場警察署に浮浪罪で拘留された。その直後一時ギロチン社をはなれ、上京するが、関東大震災後になると、仕事もなく、また帰阪。行き場がなく、上京中に木賃宿や立ちん坊で知りあった河合に会って清水村のアジトに合流した。そして小坂事件にまきこまれる。第1審では無期懲役、2審では懲役15年をいわたされた。1938年出所し、戦後書籍商を営んでいる。

ほかに、ギロチン社に関係したものとしては、山田正一、篠部治之助、小西武夫、小西松太郎らがあり、また和田久太郎、阪谷貫一、逸見吉三、新谷与一郎、八木信三、入江常一、川井筆松、村木源次郎らのように、福田大将狙撃事件との関連で、併合して東京で裁判をうけたものもいる。また福田事件の派生としての福田大将にたいする皮肉な悪戯を脅迫事件とされた古河三樹松、池田寅三、さらにギロチン社に部分的に関係をもった南義雄、小田栄、長山長、後藤謙太郎、高島三次、金善姫らもいる。これらの人々については、福田大将狙撃事件や他の問題との関連で稿を新たに、いずれとりあげるつもりなので、ここではふれないことにする。

(経済学部助教授)